

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会
第1回会議 議事概要

- 1 開催日時 平成31年(2019年)3月26日(火曜日)
午後1時30分から午後3時40分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、織田委員、川本委員、崎山委員、佐藤委員、宿谷委員、
関根委員、玉木委員、中西委員、西村委員、山野委員、山本委員、
堀井委員、吉田委員 (五十音順、敬称略)
- 4 内 容
 - (1)開会(委員長の選出について)
 - (2)小委員会について
 - (3)議題1「滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会での議論について(報告)」
議題2「様々なコミュニケーションの手段に関する聴き取りの結果概要につい
て(報告)」
議題3「今後の検討の進め方について」

5 議事概要

(1)開会

健康医療福祉部次長あいさつ

(2)小委員会について

- 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会設置要綱および資料1に基づき事務局から説明
- 委員自己紹介(氏名と所属団体等)
- 委員長の選任について、同小委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき委員の互選により定めるとされているところ、中西委員が立候補し、玉木委員が推薦された。

(委員)

手話言語と情報コミュニケーションに関する内容をまとめて委員会を進めるのは大変なことではないかと思う。当事者である私は手話言語が必要だと考えており、情報コミュニケーションは別に委員会を設けるべきだと思っている。その考えのもと、私が委員長を担いたいと思っている。

(委員)

私の意見としては、これまでの幅広い活動や経験をもとに、玉木委員に委員長をお願いしたいと思う。

(委員)

私も委員の意見に賛成し、玉木委員を委員長に推薦したい。

- 2 者の名前が挙がったため、委員による投票を実施。
開票の結果、玉木委員が委員長に選出された。

(委員長)

自分自身も言語障害があり、進行上、聴き取りにくいところがあると思うので、その時は「もう一度」といっていただきたい。このような会議では、議長が「○○委員」と呼ぶが、この会議では「○○さん」と呼ばせていただきたいので、御了承ください。同小委員会設置要綱第 5 条に基づく委員長代理については、県外委員で中立公正の立場である関根委員をお願いしたい。

- 委員による拍手で承認

(3) 議題

議題 1 「滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会での議論について（報告）」

- 資料 2 について事務局から説明

(委員)

手話言語について説明があったが、手話はコミュニケーションに含まれるという考え方は理解できない。手話はコミュニケーションとは別で、手話は音声言語と対比する対等な言語であると位置付けるのが筋だと思っている。滋賀県ろうあ協会としては、平成 28 年に署名活動を行い、14,275 筆を知事に提出した。これにより手話言語条例実現に向けて県として進めてもらえると思って期待し、2 年経過したが、手話をコミュニケーションに含めるという説明を今聞いて、とてもがっかりしている。どういう立場で発言したらよいか動揺している。改めて、手話言語と情報コミュニケーションの委員会を分けて説明をしてほしい、県としての考えを聞きたいという思いがある。

(委員長)

資料 2 は社会福祉審議会の報告書であるが、あえて委員から質問があったので、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

この資料は、社会福祉審議会で了承された報告書そのものであり、県としては、

この答申を踏まえて今回の検討を行うということだが、審議会答申だけでなく、滋賀県ろうあ協会さんから署名をいただいたことも踏まえて、今回、条例の必要性について検討するという考え方に至ったもの。手話への認識について、手話は他のコミュニケーション手段と違う点があり、それは言語であるということだということを我々も認識している。ただ、今回の検討にあたっては、資料1の2「検討の進め方」の(3)にあるように、条例の意義、目的、内容、県民一人ひとりの理解や実践につながる本県の実情に合った実効性という観点、さらに条例化する場合にはどのような形がよいのかなど、原点から検討するということであり、まずこの小委員会においては幅広く議論を進めていただけたらと思う。

(委員長)

先ほど委員がおっしゃったことについては、2回目以降の論議の中で考えていければと思うが、御了承いただけないか。

(委員)

滋賀県ろうあ協会として何回も要望を出してきた。それが今回の小委員会では、手話と情報コミュニケーションが一緒になっており、そのまま進んでしまうのではないかと大変心配している。別々に小委員会を進めるという方向性をはっきりと確認できれば安心できる。そこを確認したいという意味で先ほどの質問をした。

(委員長)

この小委員会は、ここで決まったことが必ずそのようになるということではなく、あくまでも意見整理の場であり、結論ありきで進めると自由な議論ができないおそれがあると思う。「こういう形でいこう」という形づくりをするための場として、先ほどの委員の意見も含めて最後の方で結論としてまとめていきたいと思うので、これからもお考えを意見として伝えていただけたらと思う。御協力をお願いしたい。他に質問があれば御発言を。

(委員)

手話はコミュニケーションとは別で言語であるという発言があったが、私は音声言語も手話言語もコミュニケーションであると思う。また、例えば重度の自閉症や知的障害の方、発語のない方もいるが、その方々もコミュニケーション能力を持っている。それは言語によらないコミュニケーションである。手話言語も音声言語も、言葉のない方の発信や受信もそれぞれコミュニケーションとして取り扱って議論いただければと考えている。

(委員)

手話は言語であり、情報コミュニケーションとは分けていただく方がよいと思う。なぜかという、基本的に手話はろう者の言語であるから。しが盲ろう者友の会には盲ろう者の会員が21人いるが、まず聞こえなくなり、それから徐々に見えなくなった方が多い。手話を習得してから見えなくなった方が多いので、手話は言語として認めてもらう方向で進めてもらうとよいと思っている。先に見えなくなってから聞こえなくなった方の場合は、耳元で音声聴き取れる方もいる。そ

ういう方のコミュニケーションと手話を使う方とは分けて考え、それぞれを進めていく方法が一番よいと思っている。

議題 2「様々なコミュニケーションの手段に関する聴き取りの結果概要について(報告)」

○ 資料 3 について事務局から説明

(委員)

あくまで意見聴取をされた結果であり訂正は不要だと思うが、9 ページの 9 の意見で「補聴器への補助があるが『2 級以上』などの条件がある」となっている。6 級でも補助の対象となる市町は多く、間違いではないかと思う。自分の住んでいる市では 6 級でも確実に補助される。続いて、9 ページの 16 の意見(県民に手話を広めるということは大事だが、まずは公務員から広めていくことが必要で、公務員の義務として位置づけてほしい)には大いに賛成する。条例がつくられた後は、滋賀県としてこの条例に関係することでどのような取組ができるか事業を考え、そこに予算を付けることが第一歩だと思う。公務員の方から自覚を持って条例に基づいた実践をしてほしい。

(委員)

就職活動の時に必要な履歴書は「手書きで」というコミュニケーションを求められている。発達障害の特性の一つに、運動性協調障害というのがあり、自分は字を書く時に緊張してしまい、ストレスが強くなる。一文字でも間違えると再度やり直さなければいけない手書きの履歴書では、間違えるとパニックになってしまう。海外では履歴書はパソコン入力が当然というところがあり、日本だけの不思議なコミュニケーションと思っている。

(委員長)

一人ひとりの特性に応じた方法の選択ができることが大事ということだと思う。手書きが得意な人は手書きで、パソコンが得意な人はパソコンで、代わりに書いてもらうことも含めていろいろな形があればいいと思う。

(委員)

アメリカでは、履歴書に性別・年齢・写真は不要とされている。人種や性別等で人を差別しないよう、最初から履歴書にそのような欄はない。障害種別を記入する項目もなく、就職に際しては、その人が、何ができるかということだけが重要ということ。今はパスポートでも代筆が可能。障害者雇用の水増し問題の時に「活字が書けて、自力で通勤できる人」という条件を外してほしいという議論をしたが、その条件では肢体不自由の方も視覚障害の方も雇うことができないから。人それぞれのコミュニケーションの仕方をみんなで共有することもコミュニケーションの一つだと考える。

(委員長)

自己紹介以外で発言されていない委員の方に御発言をいただきたい。

(委員)

30年くらい難聴の方々と関わってきて、会話は自由にできるが聞こえない、聴き取れないということから、閉じこもりがちになる人や人とあまり接しなくなる方々の姿をたくさん見てきた。補聴器は静かな場所で、対面で話すときには有効だが、にぎやかな環境やこのような会議の場であちこちから発言が飛び交う場面だと聞こえないため孤立してしまう。そういうところで要約筆記が必要となる。補聴器をされている方に対して、補聴援助機器（ヒアリンググループ）というものがあり、今日はそれが設置されている。ただし、これも専用のマイクを使わなければその人に音は届かない。さらに音は届くが言葉がはっきりと聞き取りにくいことがあるため、やはり文字で確認することが必要となる。難聴者は講演等で大勢の聴衆の一員になった時に困っている。難聴の方は話せているから、他の人に困っていることを伝えられるだろうと想像しがちだが、自分自身の聞こえなさは自分にしかわからず、仲間を募ることができないものであり、自分の状態を他人に説明できず理解されにくい。その時に要約筆記という方法で、文字で伝えなければいけないが、それを利用できるということを知らない方がたくさんいる。もっと要約筆記やヒアリンググループのような機器があることなどを広く知らせる機会があればよいと思う。

(委員)

資料3の6ページに「手話言語やコミュニケーション手段に関する理解と普及における課題について」という項目があり、「手話言語について」として聴き取りの内容が3点にまとめられており、私たちの思っている課題が挙がっている。全日本ろうあ連盟が国に手話言語法を求めているが、まだ制定されていない。滋賀県でも手話言語条例を求めている、条例ができれば、これらの課題が一つずつ解決されるのではないかと期待している。以前から手話言語条例について県で議論されていることは知っているが、なぜなかなか進まないのか、なぜ当事者の声が尊重されないのか、自分たちの団体でもなぜだろうと思っている。手話言語条例はそんなに特別なものなのか。全国を見ると47都道府県のうち26道府県が条例を制定している。近畿では兵庫と滋賀の2つだけが制定されていない。ということは、全体的に見て手話言語条例や手話言語法の必要性が認知されたうえで進んでいるものだと思う。手話の歴史等について、自分たちは関わってきているので理解しているが、一般の人にはなかなか広まっていないことをこの会議に参加して実感した。それをより広めていくためには条例が必要だと思う。当事者は情報コミュニケーションと手話言語は別にしてほしいという願いを持っており、それはずっと変わっていない。なぜ進まないのかについて、2回目の会議で論点を整理するときに議論ができればと思う。

(委員)

「行政等の取組」について一つ意見を申し上げたい。視覚障害者が一番困るのは、例えばこのような会議でスライド等を使われてどんどん話をされること。原稿が

あれば、事前にいただけると議論に入れるし、議論されている内容が理解できる。今日の会議資料のデータを事前にもらったが、先ほどの議論についていけなかったところがあり、事前にもらったデータと本日配布の資料の番号が違っていたため、該当する部分を探し出せず全く理解できなかった。やはり情報提供というのは事前にしっかりしていただきたいし、その点に関してまだまだ自分たちのことを理解してもらっていないと思う。行政の人が情報を伝えるということについて本質的に理解してほしい。

(委員長)

事務局は、次回から委員長の進行表に点字資料のページ数を記載するようお願いする。

(委員)

パーキンソン病の患者会の滋賀支部として活動している。120人くらいの会員で、講演会や交流会を中心に治療、リハビリ、仲間同士で気持ちを話し合う活動などを行っている。この小委員会に参加して初めて皆さんの意見をお聴きし、手話言語や情報コミュニケーションについて私たちも考えていくことが必要だと感じた。これからも勉強していきたい。

(委員)

私はしゃべるときは電気式人工喉頭を使っている。喉頭の摘出手術をした人は、食道発声や気管と食道の間を管でつないで行うシャント発声などでコミュニケーションしている。ただ、騒がしいところでは無理なのでマイクなどが必要となる。

(委員長)

電気式人工喉頭は屋外では使いにくいと思う。ALSや筋ジストロフィーなどの難病の方で、マイコンとスピーカーを使ってコミュニケーションしている人もるので、そのような方々のコミュニケーションについても考えていければと思う。

(委員)

お話を聞いていて、手話言語に関わってこられた方々と発達障害に関わる私たちとは少し立場が違うのだろうと感じたが、違うからこそ一緒に考えていければと思う。具体的には、聴き取りのまとめの中で、例えば学校現場でのICTの活用として、発達障害のある人は黒板の板書をスマホで撮影することが手段として認められてしかるべきということを申し上げた。ただ、発達障害は多岐にわたるため、全ての困難さを条例に落とし込むことやその困難さを日常生活からなくすことは、条例だけの力では難しいと思う。障害のある人のコミュニケーションに関して県民がどのように考え、行動すればよいかを広く示せるような条例ができればと思う。

(委員)

他の委員から資料についての意見があったが、自分のもらった資料のページも話

されている資料とページが違ったので、探している間にどんどん話が進み、ついていけなかった。知的障害のある本人用の資料は、内容を1ページごとに区切るとか、文字を詰め過ぎないとか、統一した表記にするなどの配慮が必要だと思う。個別に資料を作るのは大変かもしれないが、通常の資料とは別に、わかりやすい資料を別に作ってもらい、事前に送っていただけるとありがたい。

(委員長)

今のような御意見を含めて、事務局と相談しながら資料をつくっていただければと思う。自分の知っている例では、資料ごとに用紙の色を変えるとか、もう少し字のサイズを大きくするといった方法もあり、人それぞれ形が変わってくることも考えられる。この委員会ではそのような取組そのものが大切だと思うので、事前に事務局から各委員に必要な合理的配慮の確認があったが、もう一度聞くなど、事務局と相談させてもらいながら進めていきたいと思う。

○議題3「今後の検討の進め方について」

資料4について事務局から説明

(委員長)

ここで皆さんから御意見をうかがうつもりだったが、時間が足りなくなりました。また今回は、それぞれの御意見を抑え気味に発言していただいているので、できれば論点整理の前に、もう少し委員の皆さんが意見を言える場を持ち、それを踏まえて論点整理に入るといえるのはどうか。論点整理も1回では終わらないかもしれない。6回の会議を見通しながら、2回目はそのように進めてはどうかと思うが、そのような方向でよろしいか。

○ 委員了承

○ 次回の予定については未定（今後、日程調整を行う）

以上